

## ガバナンス研究部会（第296回）議事録

日時：2023年3月16日（金）午後3時～5時

場所：WEB 会議

出席者：板垣、井上、今井、遠藤（元）、岡田、荻野、加藤、河口、小林、齊藤、空手、戸村、中嶋、永井、林、山本、水尾、山脇（計18人）

### 【報告】

- 1 井上部会長より、ガバナンス研究部会の2023年度研究活動計画についての説明がなされた。
- 2 小林会計担当幹事より2022年度会計報告（暫定）がなされた。
- 3 井上部会長より学会創立30周年記念シンポジウムへの部会員の参加予定等の説明がなされ、今井部会員より同シンポジウムで講演が予定されているローラ・J・スペンス教授に対する事前質問の事務局への送付依頼があった。

### 【定例研究発表】

- 1 新聞社とガバナンスー「日刊新聞法」の立場から（荻野博司部会員）

<概要説明>

- 国内の新聞社はきわめて厳しい経営環境のもとにある。インターネット、SNSの普及による若者の新聞離れに、従来の読者層の高齢化が相まって購読者数が急速に減り、広告媒体としての訴求力も弱まっている。それは一業界の衰亡史にとどまらない。新聞社は「国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕する」報道機関であり、基本的人権の中核に位置する言論の自由（憲法21条）を支え、実効あるものにするうえでの極めて重要な機能を果してきた。100年を超える歴史を持ち、取材網を張り巡らせている新聞社の破綻は多様な言論に支えられた民主主義の基盤を崩す事態につながりかねない。
- 一般の事業会社に比べて変化への対応が鈍い背景の一つに「日刊新聞法（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律）」の存在があると考えられる。1951年に施行された特別法で、株式の譲渡を厳しく制限することを新聞社だけに認めたと見え、定款で株主を新聞社の事業に関係のある者に限ることを認めている。外部株主の排除は戦前の国家総動員体制のもとでの報道統制に淵源があり、今に続く「1940年体制」の一つと言える。それが戦後の度重なる商法（会社法）でも生き延びてきた。
- 株式会社におけるコーポレートガバナンスの根幹ともいえる株主権に厳しい制約を課してまで経営の自由を保障した背景には、外部圧力に屈せず言論の自由を守る報道機関こそが民主主義に不可欠な社会の公器であるという社会的なコンセンサスがあった。新聞社株をめぐる訴訟でも裁判所は新聞社側の「社会の公器」論を支持し、株式の自由な移動を求める訴えを退けてきた。では新聞社は負託に応えるだけの緊張感を持った経営や言論活動を行っているのか。自浄作用を維持しているのか。

- 経営の主体である取締役会はほとんどを内部昇進の男性が占め、全株式を譲渡制限する非公開会社のため監査役は 1 名しか置いていない全国紙、ブロック紙さえある。外部株主を意識しなくとも事足りる経営では社内の利害関係や忖度が優先しがちで、激しい環境変化への対応が遅れていると言わざるを得ない。本研究発表では全国紙、ブロック紙、主要地方紙を対象にそのガバナンス体制、情報開示の姿勢を点検したうえで、新聞社の再生を考えるとともに、新たなメディア環境のもとでの日刊新聞法の存在意義を問い直す。

#### <討議・意見>

- 朝日新聞社は黒字ではあるが、深刻な新聞離れを反映して厳しい収益状況にある。日経新聞社は英国 FT 社を買収することにより、また読売新聞社は総合的な情報産業として活路を見出そうとしている。新聞社ではネット対応が広がっているが、紙面と比べるとネットによる利幅は非常に小さく、この部門で利益を確保しているのは日経ぐらいである。
- 大きく環境が変わっている中で、新聞社のガバナンス構造は旧態依然としている。新しい時代に則した経営を行う必要があるが、経営者はかつての黄金時代しか知らない人物が中心であり、また経営者を規律する社外・外部の目も十分ではない。
- 新聞社では従業員持株会が大株主となっている場合が多いが、従業員持株会が十分なガバナンス機能を発揮しているかについては疑問がある。ただし、経営者を厳しく批判する一部の内部株主が存在する。
- 一般にはほとんど知られていない新聞社経営構造とガバナンスの研究であり、大変貴重な発表であった。

## 2 仮想空間ビジネスの現状と課題—法的及び倫理的観点から（戸村良雄部会員）

### <概要説明>

- 昨年（2022 年）2 月本研究会においてメタバース及びアバターに関する研究発表を行った。その後 1 年を経過しわが国ではメタバースやアバターといった仮想空間ビジネスに対する関心が高まっている一方、海外ではその熱が冷めつつある動きも見られている。本稿ではこのような動きを受け、現在のわが国における仮想空間ビジネスの展開を概観し、海外の最新動向も紹介しつつ、そこでは現在何が問題となっており、また今後何が課題として考えられていくのかといった点について、主に法的及び倫理的な観点から考察を行った。
- わが国の最新動向として、先ず企業においては、①ハードの進化とソフトの発展途上、②ゲームの世界から産業メタバースへの動き、③独禁法上の問題を内包しつつも、競争・独占（寡占）から共創への動きがみられる。次に政府では、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣府、公正取引委員会といった府省が、所管法令の範囲で検討を開始している。
- そこでは、①政府がイノベーションの促進を妨げない、②安心・安全な仮想空間の確保に向け諸施策を講じる、③様々な問題が顕在化する前に課題を整理していく、④デジタルインフラ等の社会・経済全般への影響を見極めながら進める、といった点に留

意しながら進められている。また学会の動向として、日本知財学会では①法的課題の洗出し、②NFT、DAO といった新たな技術的課題についての検討が、人工知能学会では主にアバターについての検討がなされている。

- 海外の動向では、米国と EU が未だ政策課題の公表段階にある一方、中国と韓国は法制度の整備やメタバース倫理指針の策定など具体的な動きに乗り出している。国際機関では、国連開発計画がメタバースへの支持を表明する一方で、その潜在的な懸念も指摘している。
- 課題としては、多くの懸念事項（プライバシー侵害、不法行為、誹謗中傷、詐欺等の犯罪、民法や金融商品取引法上の諸問題等々）が考えられるところ、わが国は国際社会と協調しつつ、①規制の在り方・方法の検討、②行政機関同士の連携強化と司令塔設立、③社会に役立つユースケースの検討・実現により、それらの問題に対処していくことが求められている。そのためには、今後短期的な動きを過大評価したり、長期的な流れを過小評価することのないよう、バランスの取れた研究活動を行う必要がある。

#### <討議・意見>

- 特定のアバターに対する商標権のようなものは現状存在しない。自分のアバターが乗っ取られる懸念が存在する。この問題点は認識されており、対応は今後の課題と言える。
- 中国・韓国では中央政府が司令塔の役割を果たしている。一方でわが国では各省庁がバラバラに対応を進めている。わが国でも司令塔を明確に定めて推進していくことが求められるのではないか。
- 根本の問題は、国際的な統一ルールがないことである。情報は即座に国際的に流通する。自分の分身を他人に知られたく場合もあるし、不祥事や犯罪の温床となる懸念もある。ルールや倫理観が十分ではない中でこれらが進められることは危険であると言える。
- 次の段階の研究として仮想空間ビジネスに係る倫理的問題を扱うと、研究の深みが出ると思う。

【次回開催日】4月21日（金）午後3時 WEBにて開催